

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月1日（平成28年（行情）諮問第700号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第296号）

事件名：「第63回自衛隊航空管制連絡会発表資料 ティルトローター航空機の岩国飛行場における運用状況について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での発表事項に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。ウラに参考をプリントアウト」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「第63回自衛隊航空管制連絡会発表資料 ティルトローター航空機の岩国飛行場における運用状況について（表紙及び次第を除く）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきであり、また、第63回自衛隊航空管制連絡会（以下「本件連絡会」という。）における陸上自衛隊及び航空自衛隊の航空管制担当部隊等の発表に係る文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月29日付け防官文第3325号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。

- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (6) 本件連絡会では複数の発表があったと思料されるので、他にも文書が存在するものと思われる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として「第63回自衛隊航空管制連絡会発表資料 ティルトローター航空機の岩国飛行場における運用状況について」（以下「本件特定文書」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成27年12月25日付け防官文第20552号により、本件特定文書の表紙及び次第について開示決定を行った後、平成28年2月29日付け防官文第3325号により、残余の部分（本件対象文書）について、法5条3号及び5号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

#### 2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙1のとおりである。

#### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成2

4年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 異議申立人は、「本件連絡会では複数の発表があったと思料される」として、本件対象文書の他にも文書が存在するものと思われると述べるが、開示請求書には「『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での発表事項に該当するもの全て」と印字記載され、手書きで「ウラに参考をプリントアウト」とし、当該参考資料の文中の「『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での海上自衛隊航空管制隊の発表事項」を黄色の蛍光ペンで着色してあったことから、当該蛍光ペンで着色された発表資料に係る行政文書を探索し、本件開示請求に該当する行政文書として、同連絡会での「海上自衛隊航空管制隊」の発表事項である「第63回自衛隊航空管制連絡会発表資料 ティルトローター航空機の岩国飛行場における運用状況について」を特定したものである。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 審議

- ④ 平成29年7月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，本件連絡会における海上自衛隊航空管制隊の発表資料であり，処分庁は，その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，異議申立人は他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めており，諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 本件連絡会は，自衛隊の航空管制担当者間の連絡及び情報共有等を目的として開催され，本件対象文書を作成した海上自衛隊航空管制隊のほか，陸上自衛隊及び航空自衛隊の航空管制担当部隊等からも発表が行われた。

イ 本件開示請求への対応に当たっては，上記第3の3(5)のとおり，開示請求書に添付された参考資料（陸上幕僚監部発行の「航空安全情報」2014年12月号 No. 499の抜粋）の「『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での海上自衛隊航空管制隊の発表事項」という記載部分が開示請求者によってマーキングされていたことから，本件開示請求は海上自衛隊航空管制隊の発表資料の開示を求めるものと解し，本件特定文書について開示決定等を行ったものである。

(2) 諮問庁から本件連絡会の開催に係る通知文書の提示を受けて確認したところ，本件連絡会の開催内容は，諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであることが認められる。

(3) 以上を踏まえ，以下検討する。

ア 本件開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」欄には，「『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での発表事項に該当するもの全て。\*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」と印字されていることが認められ，これによれば，本件開示請求は，当該「発表事項」に該当する文書について，その発表主体を問わず，その全ての開示を求める趣旨のものであると解される。

イ この点，本件開示請求書には，上記アの印字部分に続けて「ウラに参考をプリントアウト」と手書きされた上で，「ティルトローター機運用の参考」と題する記事の1枚目が添付されていることが認めら

れ、また、諮問庁から当該添付資料のカラーコピーの提示を受けて確認したところ、「先般行われた『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での海上自衛隊航空管制隊の発表事項である米軍岩国飛行場における運用要領を紹介致しますので、今後の参考としていただきたいと思います。」との記載のうち「『陸・海・空自衛隊航空管制連絡会』での海上自衛隊航空管制隊の発表事項」の部分に黄色のマーキングがされていることが認められる。

しかしながら、開示を求める文書の特定に資する事項が本来記載されるべき「1. 請求する行政文書の名称等」欄には、上記アのとおり、発表主体に関する記載は一切されていない一方で、「全て」との文言が明記されているところであり、その上、上記添付資料は飽くまで「参考」にすぎないとされているのであるから、上記資料が添付され、上記のとおりマーキングがされていたとしても、そのことをもって、本件開示請求の対象となる文書が、海上自衛隊航空管制隊による発表に係るものに限定されていると解することは困難である。むしろ、同欄の記載と上記マーキングがされた部分の記載とを対比すると、開示請求者は、上記マーキングがされた部分の記載から「海上自衛隊航空管制隊の」との文言を除いた上で「に該当するもの全て」を追加することで、本件連絡会の発表事項に係る文書を幅広く求めたものと見る方が自然である。

ウ 以上によれば、本件開示請求については、本件連絡会における「発表事項」に該当する全ての文書の開示を求めるものと解すべきである。

- (4) そこで、当審査会事務局職員をして本件連絡会における発表事項に該当する他の文書の保有の有無につき諮問庁に確認させたところ、陸上自衛隊及び航空自衛隊の航空管制担当部隊等の発表に係る文書についても保有しているとのことであった。

そして、当審査会において諮問庁から上記文書の提示を受けて確認したところ、いずれも本件連絡会での発表に係る文書であると認められるので、これを特定するとともに、本件請求文書に該当する文書を他にも保有していないかを改めて調査し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 別紙1の番号1に掲げる部分について

ア 別紙1の番号1に掲げる部分には、自衛隊におけるティルトローター機の取得に係る情報が記載されていることが認められる。

イ 当該部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該部分は機種選定前に作成された情報であるに

も関わらず、これを公にすることにより、当時既に機種が決定していたかのように国民の間で認識され、不当な混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示としたと説明する。

ウ そこで検討すると、本件原処分時点では、既に機種が決定された旨が公表されており、機種選定前に作成された当該情報を公にしても、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

また、当該部分の記載が機種選定前にされていたという事実を公にしても、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、さらに、今後の同種の審議、検討等に係る意思決定等に不当な影響を与えるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

#### (2) 別紙1の番号2に掲げる部分について

ア 別紙1の番号2に掲げる部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、その説明は次のとおりであった。

(ア) 当該部分の情報は、いずれも米国側から提供を受けたものである。

(イ) 処分庁において、原処分に先立ち、口頭で米国側に当該部分の開示の可否を照会したところ、開示に同意しない旨の回答があり、処分庁は、これを踏まえて原処分を行ったものである。

イ そこで、以下検討する。

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該部分には、岩国飛行場における米海兵隊の航空機の安全運行に係る運用手順について米海兵隊が定めた規則の抜粋及び岩国飛行場内のレイアウトが具体的に記載されていることが認められ、その記載内容に照らせば、当該情報は米国側から提供を受けたものであり、口頭で米国側に当該部分の開示の可否を照会したが、開示に同意しない旨回答があったとする諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえない。

(イ) そして、本件対象文書の性質等や諮問庁が上記アで説明する経緯があったことを踏まえると、我が国が不開示部分を一方的に開示すれば、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明については、これを否定することはできない。

(ウ) 以上のとおり、当該部分については、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条5号に該当せず、開示すべきであり、また、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として本件連絡会における陸上自衛隊及び航空自衛隊の航空管制担当部隊等の発表に係る文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1 枚目「1 経緯」の一部	当該部分は機種選定前に作成された情報であり、これを公にすることにより、不正確な情報が、あたかも事実であるかのように国民の間で認識され、不当な混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当する。
2	2 枚目 (1) 3 枚目 (2) 及び (3) 4 枚目の表題を除く全て 5 枚目 (4) ないし (6) 及び (注4) 6 枚目 (7) 及び (8) 7 枚目 (9) ないし (11) 及び (注5) 8 枚目 (12) ないし (15)	米国海兵隊が作成した規則の抜粋及び岩国飛行場のレイアウトが記載されており、これを公にすることについて、米側の了解を得られず、我が国の一方的な判断によりこれを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当する。

別紙 2（開示すべき部分）

1 枚目「1 経緯」の不開示部分の全て